出生時育児休業規程

株式会社 トモノカイ

出生時育児休業規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則の規定に基づき、社員の出生時育児休業等に関する取扱い等に ついて定めるものである。

第2章 出生時育児休業

(出生時育児休業の対象者)

- 第2条 育児のために休業することを希望する社員(日雇社員を除く)であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約社員にあっては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。
 - 2. 前項にかかわらず、労使協定により適用除外とされた次の各号に該当する社員は、出生時育児休業を取得することができない。
 - (1) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな者
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

(出生時育児休業申出の手続き等)

- 第3条 出生時育児休業をすることを希望する社員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)の2週間前までに出生時育児休業申出書を管理部に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期契約社員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。
 - 2. 前条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回まで分割できる。ただし、2回に 分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後 の申出を拒む場合がある。

会社は、出生時育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提

出を求めることがある。

出生時育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者(以下この章において「出生時育休申出者」という。)に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。

申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後2週間以内に管理部に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

(出生時育児休業の申出の撤回等)

- 第4条 出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出 撤回届を管理部に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。
 - 2. 出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、会社は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。
 - 3. 第2条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなし含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。
 - 4. 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業 申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなか ったものとみなす。この場合において、出生時育休申出者は、原則として当該事由が 発生した日に、管理部にその旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業の期間等)

- 第5条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間(28日) を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。
 - 2. 前項にかかわらず、休業開始予定日の2週間前までに申出がなされなかった場合には、会社は育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
 - 3. 社員は、出産予定日より早く子が出生した場合および配偶者の死亡、病気等特別の事由がある場合には、出生時育児休業期間変更申出書により出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。
 - 4. 出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。
 - 5. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日(この場合において本人が出勤する日は、事由発生の

日から2週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定した日とする。)

- (2) 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から 8 週間を経過した場合
- (3) 子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育 児休業の日数が28日に達した場合
- (4) 子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育 児休業の日数が28日に達した場合 子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育 児休業の日数が28日に達した日
- (5) 出生時育休申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新た な出生時育児休業期間が始まった場合 産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の 前日
- 6. 前項第1号の事由が生じた場合には、出生時育休申出者は原則として当該事由が生じた日に管理部にその旨を通知しなければならない。

(法令との関係)

第6条 出生時育児休業などに関する事項でこの規程に定めのないものについては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令に 定めるところによる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、人事総務を所管する部門の責任者が立案し、取締役会の決議により決定するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行するものとする。